

市からの連絡帳

住宅の省エネ住宅改修に伴う固定資産税の減額

平成20年4月1日～平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修（熱損失防止改修）工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税（当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで）を3分の1減額します（都市計画税は含まれません）。

一定の熱損失防止改修工事とは？
窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事（外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることを必須とします）

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅（賃貸住宅を除く）要件

改修工事後3か月以内に申告を行うこと

改修工事に要した費用の額が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減・耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

- 必要書類
- 住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書
- 熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し
- 熱損失防止改修工事証明書
- 納税義務者の方の住民票の写し
- 資産税課 田（☎460-9830）

国民健康保険料納入通知書の送付

平成20年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主あてに送付します。

国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力をお願いします。

保険料について

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付にあてられる基礎賦課額（医療分）75歳以上の後期高齢者にかかる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者支援金等分）加入者のうち40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者）に賦課される介護納付金賦課額（介護分）の合計額となっています。

40歳未満の方
医療分と後期高齢者支援金等分を合算した額を国民健康保険料として納めていただきます。

40～64歳までの方
医療分と後期高齢者支援金等分と介護分を合算した額を国民健康保険料として納めていただきます。

65歳以上の方
医療分と後期高齢者支援金等分を合算した額を国民健康保険料として納めていただきます。

納付は期限内に！

保険料は、7月から翌年の2月まで8回に分けて納付していただきます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、通帳の届出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

10月から65歳以上の国保加入者の保険料が年金天引となります

次の～のすべてに該当する方は、年金天引きで保険料を納めていただきます（特別徴収）

世帯主が国保の加入者であること
国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること

特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

該当する方は、7月に送付する納入通知書でお知らせします。この場合、上半期（4～9月）分は納付書や口座振替で納めていただきます。

納期は、第1期（7月30日）・第2期（9月1日）・第3期（9月30日）の3回です。下半期（10～3月）分は、10月・12月・2月の年金からの天引きとなります。該当されない方は、今までどおり納付書や口座振替で納めていただきます。

納付が困難な場合
納付相談を行っていますのでお気軽にご相談ください。

災害など特別な事情で生活が著しく困難となった場合、保険料の減免制度があります。

健康年金課 田（☎460-9822）

保険料率改定

		改定後	改定前
医療分	所得割額	賦課標準額×4.0%	賦課標準額×5.2%
	資産割額	固定資産税額×15% （据え置き）	
	均等割額	被保険者数×1万4,700円	被保険者数×2万円
	平等割額	1世帯当たり9,300円 （据え置き）	
	賦課限度額	44万円	53万円

		新規創設	
支援金等分	所得割額	賦課標準額×1.2%	
	均等割額	被保険者数×5,300円	
	賦課限度額	12万円	

		保険料率額	
介護分	所得割額	賦課標準額×1.34% （据え置き）	
	均等割額	第2号被保険者数×1万5,100円（据え置き）	
	賦課限度額	9万円（据え置き）	

医療分と後期高齢者支援金等分の料率等の合計額は、前年度の医療分から据え置きですが、賦課限度額のみ、3万円の引き上げになります。

国民健康保険・長寿医療制度（後期高齢者医療保険）加入の方へ

平成20年度特定健康診査・一般健康診査の受診券を6月中旬に発送します。

特定健康診査の対象

4月1日現在、昭和9年4月1日～昭和44年3月31日生まれの方で西東京市国民健康保険に加入されている方

一般健康診査「長寿医療制度（後期高齢者医療保険）」の対象

長寿医療制度（後期高齢者医療保険）加入の方

健診方法 受診券に記載されている指定された受診期間内に市内指定医療機関で受診してください。

詳しくは、受診券と同封の案内をご覧ください。

健康年金課 保（☎460-9822）

付加年金をご存知ですか？

国民年金には、月々の定額の保険料に400円（付加保険料）を加えて納付することにより、老齢基礎年金に上乗せして給付を受けられる付加年金があります。

付加年金の受給額は、200円×付加保険料納付月数として計算されます。

例えば、10か月付加保険料を納付すると、200円×10か月＝2,000円（年額）が付加年金として支給されます。

なお、付加保険料は国民年金第1号被保険者（保険料の免除を受けている方および国民年金基金加入者の方を除く）の方のみ、申し込みができます。

また、付加保険料は、申し込みをした月分からの納付となります。希望の方は、お早めに国民年金係へお届けください。

健康年金課 田（☎460-9825）

介護保険負担限度額認定証の更新

平成19年度の介護保険負担限度額認定証（介護保険施設における居住費・食費に係る負担軽減の認定証）の有効期限は、6月30日（月）です。

7月（平成20年度）以降も引き続き認定の継続を希望する場合は、更新の手続きが必要です。

平成19年度に認定されている方には市から申請書を送付しましたので、必要事項を記入のうえ、7月31日（木）までに手続きをしてください。

高齢者支援課 保（☎438-4030）

各種申請

住民票等自動交付機の増設

住民票等自動交付機が保谷駅前公民館・図書館に新しく設置されます。利用するには、暗証番号の入った「ほうや市民カード」または「西東京市民カード」が必要です。

設置場所
保谷駅前公民館・図書館（II街区ビル「ステア」4階・東町3-14-30）

運用開始日 6月29日（日）

利用時間

月～金曜日…午前9時～午後8時
土・日曜日、祝日…午前9時～午後5時

毎月第4月曜日、年末年始はお休みです。

市民課 田（☎460-9820）

保（☎438-4020）

防災

自動体外式除細動器（AED）の貸し出し

市民が参加する行事などにおける不測の事態に備えて、AEDの貸し出しを行います。

AEDとは？

突然死の原因となる異常なリズムを起こした心臓（心室細動）に電気ショックを与えて正常なリズムに戻す医療器械です。

対象行事 市民が参加して開催されるスポーツ競技、各種行事、イベント、講習会など

各種大会などの主催団体

貸出要件 次の、いずれかに該当する方が各種大会など会場でAEDの使用をすることができる状態であること。

医師などの医療従事者など

消防署その他の講習機関が実施する基本的心肺蘇生処置の講習を修了した方

貸出費用 無料

（破損や維持管理などに要する経費は貸出を受けた団体が負担）

貸出手続き 使用を希望する日の1か月前までに、スポーツ振興課または危機管理室へ電話で申し込んでください。

詳細はお問い合わせを。

スポーツ振興課 保（☎438-4081）

危機管理室 保（☎438-4010）



環境

光化学スモッグに注意しましょう

日差しが強く、気温も高く風の弱い日は、オキシダントの濃度が高くなり、光化学スモッグが発生しやすくなります。

オキシダント濃度が基準（0.12ppm）を超えると注意報などが発令されます。その際は次のことに注意しましょう。

なるべく外には出ないようにしましょう。屋外での運動やプールでの水泳は避けましょう。

外出時、目がチカチカしたり、喉が痛くなった時は、洗顔やうがいをして屋内で安静にしましょう。

被害を受けた時は保健所（☎450-3111）に連絡し相談しましょう。

光化学スモッグ注意報および警報が発令されると、防災行政無線とFM西東京（84.2MHz）でお知らせしています。公共施設には、看板を掲示して注意を促しています。

光化学スモッグに関する詳しい情報は、東京都大気汚染テレホンサービス（☎03-5320-7800）をご利用ください。

インターネットでも光化学スモッグ情報を提供しています。

東京都環境局 <http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/smog.htm>

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>（携帯電話）

市からもアクセスできます。環境保全課（☎438-4042）